

令和元年台風第15号、令和元年台風第19号及び令和元年10月25日の大雨に係る
災害援護資金貸付償還金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号及び令和元年10月25日の大雨による被災により千葉市から「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)に基づく災害援護資金を借り受けた者(以下「借受人」という。)に対し、経済的負担の軽減を図るため、災害援護資金の利子(延滞によるものを除く。以下同じ。)について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則(昭和60年規則第8号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、利子補給金を交付する。

(利子補給金の額)

第2条 利子補給金の額は、第3条に定める交付申請及び実績報告を提出する日が属する年度の前年度中に、借受人が千葉市に対して償還した災害援護資金(以下「償還金」という。)のうち、利子に相当する額とする。

(交付の申請及び実績報告)

第3条 利子補給金の交付を受けようとする借受人は、市長の定める期日までに、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号及び令和元年10月25日の大雨に係る災害援護資金貸付償還金利子補給金交付申請書及び実績報告書(様式第1号)を、市長に提出するものとする。

2 借受人が死亡した場合において、当該借受人の相続人(以下「相続人」という。)が利子補給金の交付申請及び実績報告をするときは、前項に規定する書類の提出と併せて承継承認申請書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(交付の決定及び額の確定)

第4条 市長は、前条第1項に規定する申請及び実績報告があったときは、その内容を審査の上、利子補給金の支給決定及び額の確定を行い、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号及び令和元年10月25日の大雨に係る災害援護資金貸付償還金利子補給金決定兼額確定通知書(様式第3号)により借受人又は相続人(以下「借受人等」という。)に通知するものとする。

(交付の請求)

第5条 規則第16条第1項の規定により利子補給金の交付を請求しようとする借受人等は、市長の定める期日までに令和元年台風第15号、令和元年台風第19号及び令和元年10月25日の大雨に係る災害援護資金貸付償還金利子補給金交付請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(交付)

第6条 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに利子補給金を交付するものとする。

(決定及び確定の取消)

第7条 市長は、借受人等が虚偽の申請等により利子補給金の交付を受けたときは、交付の決定及び確定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付の決定及び確定の全部又は一部を取り消したときは、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号及び令和元年10月25日の大雨に係る災害援護資金貸付償還金利子補給金交付決定兼額確定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(返還命令)

第8条 市長は、前条第1項の規定により交付の決定及び確定を取り消した場合において、すでに利子補給金の全部又は一部が交付されているときは、借受人等に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により利子補給金の全部又は一部の返還を命ずるときは、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号及び令和元年10月25日の大雨に係る災害援護資金貸付償還金利子補給金返還命令書(様式第6号)により通知するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

令和元年台風第15号、令和元年台風第19号及び令和元年10月25日の大雨に係る災害援護資金貸付償還金利子補給金交付申請書及び実績報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

借受人
住 所

氏 名

年度における利子補給金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり利子補給金の交付を申請します。
また、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により実績を報告します。

記

1 申請額 円

2 実績報告

(1) 交付申請対象期間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 対象期間内償還額

償還額 円

うち利子相当額 円

承 継 承 認 申 請 書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者

住所

氏名

令和元年台風第15号、令和元年台風第19号及び令和元年10月25日の大雨に係る災害援護資金貸付償還金利子補給金交付要綱第3条第2号の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 借受人

(1) 住所

(2) 氏名

2 相続人

(1) 住所

(2) 氏名

3 添付書類

(1) 借受人と相続人の関係がわかる書類 (戸籍全部事項証明書等)

令和元年台風第15号、令和元年台風第19号及び令和元年10月25日の大雨に係る災害援護資金貸付償還金利子補給金決定兼額確定通知書

千葉県指令 第 号
年 月 日

様

千葉市長

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあった標記補助金について、千葉県補助金等交付規則第6条及び第13条の規定により、下記のとおり交付決定及び確定をしたので通知します。

記

1 決定区分

- 交付します。
 交付しません。

(理由)

2 確定金額

円

審査請求等

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

令和元年台風第15号、令和元年台風第19号及び令和元年10月25日の大雨
に係る災害援護資金貸付償還金利子補給金交付請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

請求者
住所
氏名

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により額の決定及び確定の
あった利子補給金について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定によ
り、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

口座種別	普通 ・ 当座
銀行名・支店名等	銀行 店
口座番号	
名義人 (カナ)	
名義人 (漢字)	

令和元年台風第15号、令和元年台風第19号及び令和元年10月25日の大雨に係る災害援護資金貸付償還金利子補給金交付決定兼額確定取消通知書

千葉市達 第 号
年 月 日

様

千葉市長

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定及び確定した利子補給金について、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号及び令和元年10月25日の大雨に係る災害援護資金貸付償還金利子補給金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付の決定及び確定の（全部・一部）を取り消すので通知します。

記

1 (全部・一部) 取消しの理由

2 補給金額	決定及び確定した補給金の額：	円
	取り消した補給金の額：	円
	差し引き補給金額：	円

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

令和元年台風第 15 号、令和元年台風第 19 号及び令和元年 10 月 25 日の大雨
に係る災害援護資金貸付償還金利子補給金返還命令書

千葉市達 第 号
年 月 日

様

千葉市長

令和元年台風第 15 号、令和元年台風第 19 号及び令和元年 10 月 25 日の大雨に係る災害援護資金貸付償還金利子補給金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり利子補給金の返還を命じます。

記

- 1 返還すべき額 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還理由

審査請求等

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。